

○追手門学院大学ネットワーク利用に関する申し合わせ

1997年7月14日

制定

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、追手門学院大学（以下「本学」という。）におけるネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）の利用等に関する事項について定める。

(利用資格)

第2条 ネットワークを利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤教員、非専任職員を含む。以下同じ。）
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の学部学生及び大学院生（委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生を含む。以下同じ。）
- (4) システム企画推進課又は学内で開催される講習を受ける者

2 前項各号に定める者の他、基盤業務管理部長（以下「部長」という。）が利用を認めた者は、ネットワークを利用できる。

(利用の申請)

第3条 ネットワークを利用しようとする者で、前条第1項第4号に定める講習会を担当する者は、予め利用申請書をシステム企画推進課に提出し、許可を受けなければならない。ただし、第9条に基づき利用資格を取り消された者は、当該期間内に利用申請をすることができない。

(利用の承認)

第4条 部長は前条の申請に対して適当と認めた場合は、これを承認し、利用に必要な情報を付与する。

(利用期間)

第5条 ネットワークの利用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員 在職期間
- (2) 本学の名誉教授 申請が許可された年度内
- (3) 本学の学部学生及び大学院生 在学期間
- (4) システム企画推進課又は学内で開催される講習を受ける者 講習期間
- (5) 部長が認めた者 部長が定める期間

(遵守事項)

第6条 ネットワークの利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) ネットワークの維持及び運用を妨げる行為をしてはならない。
- (2) ネットワーク又はコンピュータの不正な使用又はこれを援助する行為をしてはならない。
- (3) 利用資格のない本学及びその他のシステムに侵入してはならない。
- (4) 利用資格のないデータ及びその他の情報に対してアクセスしてはならない。
- (5) ネットワーク上の情報を妨害又は傍受する行為をしてはならない。
- (6) コンピュータウィルス等の有害なプログラムをネットワークを利用して実行又は提供する行為をしてはならない。
- (7) 事実に反する又はその恐れのある情報を提供してはならない。
- (8) 犯罪に結びつく行為又はその恐れのある行為をしてはならない。
- (9) 他者に迷惑、不利益又は損害を与える行為をしてはならない。
- (10) 公序良俗に反する行為又は公共の利益に反する行為をしてはならない。
- (11) プライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為をしてはならない。
- (12) 著作権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為をしてはならない。
- (13) 営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為をしてはならない。
- (14) その他法令に違反する行為又はその恐れのある行為をしてはならない。
- (15) その他部長が定める行為

(調査)

第7条 部長は、第6条に定める事項に背く行為が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、これを調査することができる。

(利用上の責任)

第8条 ネットワークの利用者は、次の各号に掲げる事項について各自責任を負うものとする。

- (1) 利用者の個人情報等の管理及び保護
- (2) 利用者がネットワーク上で行う通信の内容
- (3) 利用者がネットワーク上で提供するサービス及び情報の内容
- (4) 利用者がネットワーク上で発生させた障害及び損害

(利用資格の取消等)

第9条 ネットワークの利用者がこの申し合わせに違反した場合若しくはネットワークの運用に重大な支障を与えた場合又はその可能性がある場合には、部長は、利用資格の取り

消し又は一定期間の利用を停止することができる。

(運用の一時停止)

第10条 ネットワークの保守及び障害時の復旧を行う場合又は部長が必要と認めた場合には、ネットワークの運用を一時停止することができる。

(所管)

第11条 この申し合わせに関する事務は、システム企画推進課の所管とする。

(申し合わせの改廃)

第12条 この申し合わせの改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この申し合わせは、1997年7月14日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2013年4月1日から施行する。

附 則

1 この申し合わせは、2014年10月1日から施行する。

2 総合情報センター規程（1995年3月9日制定） 総合情報センター利用細則（1997年7月14日制定）は、2014年9月30日をもって廃止する。

附 則

この申し合わせは、2020年10月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2023年4月1日から施行する。